

国立公園魅力発信事業アクティビティPR動画等制作事業の委託に関する 企画提案競技実施要領

1 目的

「国立公園満喫プロジェクト」に選定された霧島錦江湾国立公園について、ビューポイント（重点取組地域）及び周辺地域における体験アクティビティ等をPRするプロモーションビデオを制作し、既存のコンテンツも活用しながら広く情報発信することで、霧島地域の魅力を知ってもらい、外国人を含めた観光客の集客を図る。

2 業務の概要

- (1) 業務名 国立公園魅力発信事業アクティビティPR動画等制作事業
- (2) 契約期間 契約締結日から平成31年3月22日まで
- (3) 業務内容 別添「国立公園魅力発信事業アクティビティPR動画等制作事業委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (4) 委託金額 1,190,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

3 実施方法

企画提案競技は、参加者が提出した企画提案書等を審査し、その評価が最も高い者を業務委託予定者とする。

4 参加資格要件

次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (2) 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者と見なす。
- (4) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者。
- (5) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- (6) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、委託者や宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第2号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。

7 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 実施公告（HP等） | 平成30年11月30日（金） |
| (2) 事前説明会申込締切 | 平成30年12月6日（木） |
| (3) 事前説明会 | 平成30年12月7日（金） |
| (4) 企画提案競技申込締切 | 平成30年12月12日（水） |
| (5) 質問締切 | 平成30年12月17日（月） |
| (6) 企画書等提出期限 | 平成30年12月21日（金） |
| (7) 選定結果通知 | 平成30年12月26日（水） |

8 事前説明会

- (1) 日時 平成30年12月7日（金）午前10時から
- (2) 場所 県庁7号館2階 環境森林部会議室
- (3) その他
 - ・企画提案競技参加希望者は、可能な限り説明会に参加すること。
 - ・説明会に参加する場合は、平成30年12月6日（木）正午までに参加申込書（別紙様式1）をファクシミリで提出すること。

9 企画提案競技参加申込

企画提案競技に参加する場合は、「企画提案競技参加申込書」（別紙様式2）を平成30年12月12日（水）午後5時までに下記14の問い合わせ先へファクシミリで申し込みを行い、送信の事前・事後に必ず電話確認を行うこと。

10 企画提案競技に係る質問

本要領に関する疑義は、質問票（別紙様式3）をファクシミリ、電子メール又は持参により、平成30年12月17日（月）正午まで受け付ける。ファクシミリの場合は、送信の事前・事後に必ず電話確認を行うこと。なお、質問に対する回答内容は、事前説明会に参加した者全てに同様の内容を提供するものとする。

11 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次の書類を6部提出すること。

- ① 国立公園魅力発信事業アクティビティPR動画等制作事業企画提案書（別紙様式4）

仕様書の業務内容について、提案内容を作成すること。なお、業務目的を達成するために必要と思われる事項について、仕様書に記載がない場合も提案者が独自に提案してかまわないが、提案にあたっては、過去の実績等を踏まえて具体的に提案すること。

- ② 見積書及び見積明細書

(ア) 業務委託の積算内容が分かるように記載すること。

(イ) 宛名は「宮崎県知事 河野 俊嗣」とすること。

③ 業務スケジュール

仕様書の業務内容について、提案者が考える作業スケジュール、作業項目及び作業項目ごとの作業人員予定数（一日当たりの人数、延べ人数等）を記載すること。

④ 会社概要（既存のもの）

⑤ 類似業務実績（過去2年以内の地方公共団体との契約実績）

(2) 提出先

宮崎県環境森林部自然環境課自然公園室

所在地 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話 0985-44-2624（直通）

FAX 0985-38-8489

E-mail shizen-koen@pref.miyazaki.lg.jp

(3) 提出期限 平成30年12月21日（金）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法 持参又は郵送

(5) その他

- ① 提出された提案書等は返還しない。
- ② 企画提案に要する一切の費用は、各社負担とする。
- ③ 採用された企画書は、協議の上、変更することがある。
- ④ 選考結果については、全参加業者に文書にて通知する。
- ⑤ 決定した業者と業務打合せを行い、委託契約を締結する。なお、契約手続に要する費用は業者負担とする。
- ⑥ 提案書等は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、引き替え及び撤回は認めないものとする。
- ⑦ 虚偽の記載をした提出書等は、無効とする。
- ⑧ 委託契約額の上限を超える提案書等は、無効とする。
- ⑨ 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。

12 選定方法

書面による審査方式とし、提出された企画案について下記の点を総合的に審査の上、決定する。

- ・企画提案内容
- ・本業務の実施に必要な組織体制
- ・計画的な業務スケジュール
- ・見積金額（費用積算内訳）

13 契約の締結

(1) 契約締結の手続きについて

ア 審査の結果、契約の相手方を決定したときは、県は、契約の相手方から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認し、宮崎県財務規則（昭和39年規則第2号）に定める随意契約の手続により、契約書を取り交わすものとする。

イ 契約に係る仕様書は契約の相手方が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で仕様書を作成することがある。

(2) 契約保証金について

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、宮崎県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 委託費の支払いについて

委託業務の完了後に精算払いにより支払う。

14 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

宮崎県環境森林部自然環境課自然公園室 自然公園担当（宇土）

所在地 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話 0985-44-2624（直通）

FAX 0985-38-8489

E-mail shizen-koen@pref.miyazaki.lg.jp